

三重県高等学校等修学奨学金借用証書

	百	十	一	千	百	十	一	
金								円也

上記の金額を、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規程を承知のうえ、借用しました。今後、別紙三重県高等学校等修学奨学金返還明細書の返還計画のとおり滞りなく返還します。保護者欄に署名した者は、全ての法定代理人を代表しての署名であることを認めたとうえで、返還の完了まで、主たる債務者である本人と連帯して債務を負担します。なお、返還計画の期日から3回以上遅延した場合には、返還残金全額の支払いと、期日の翌日から起算して納付日までの遅延損害金を請求されても異議を申し立てません。

三重県教育委員会教育長 宛て

年 月 日

(奨学生番号)

本人 住所

名前

印

保護者 住所

名前

印

連帯保証人 住所

名前

実印

(注意事項)

署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

本人が成人している場合、「保護者」欄には申込み時に保護者であった方の署名・押印になります。

連帯保証人は、実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

印鑑登録証明書は、提出の日の前3ヶ月以内に発行された物を添付してください。

印影がはっきりわかるよう押印してください。不鮮明なものは受付できない場合があります。

この奨学金に関する訴訟については、三重県教育委員会の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。